

改正パートタイム労働法、改正次世代法説明会のご案内

平成27年4月1日より、改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法という）が施行されます。

これにより、パートタイム労働法においては、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大、雇い入れ時の事業主の説明義務の新設などが行われます。

また、次世代法は平成27年3月末までの時限立法でしたが、10年間延長となりました。改正内容について下記により説明会を開催しますのでぜひご参加ください。

- 1 日時 平成26年11月11日（火）13:30～15:40
- 2 会場 ピアザ淡海 大会議室（大津市におの浜1-1-20）※裏面参照
- 3 定員 事業主、人事労務担当者等 200名（定員に達した場合は締め切ります。）

- 4 内容
 - ・改正パートタイム労働法のあらまし
（厚生労働省 雇用・均等児童家庭局
短時間・在宅労働課長補佐 松本 彩）
 - ・改正次世代育成支援対策推進法について

<説明会終了後>

 - ・改正パート法・改正次世代法個別相談会

5 主催 滋賀労働局

6 参加費 無料

7 申込・問合せ先 滋賀労働局雇用均等室 TEL: 077-523-1190
〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階
※下記申込書により、11月7日（金）までにFax又は郵送でお申込みください。

..... 切り取らずにこのままお申込みください

改正パートタイム労働法、改正次世代法説明会 参加申込書

滋賀労働局雇用均等室 行 FAX: 077-527-3277

企業団体名		電話	
役職氏名			

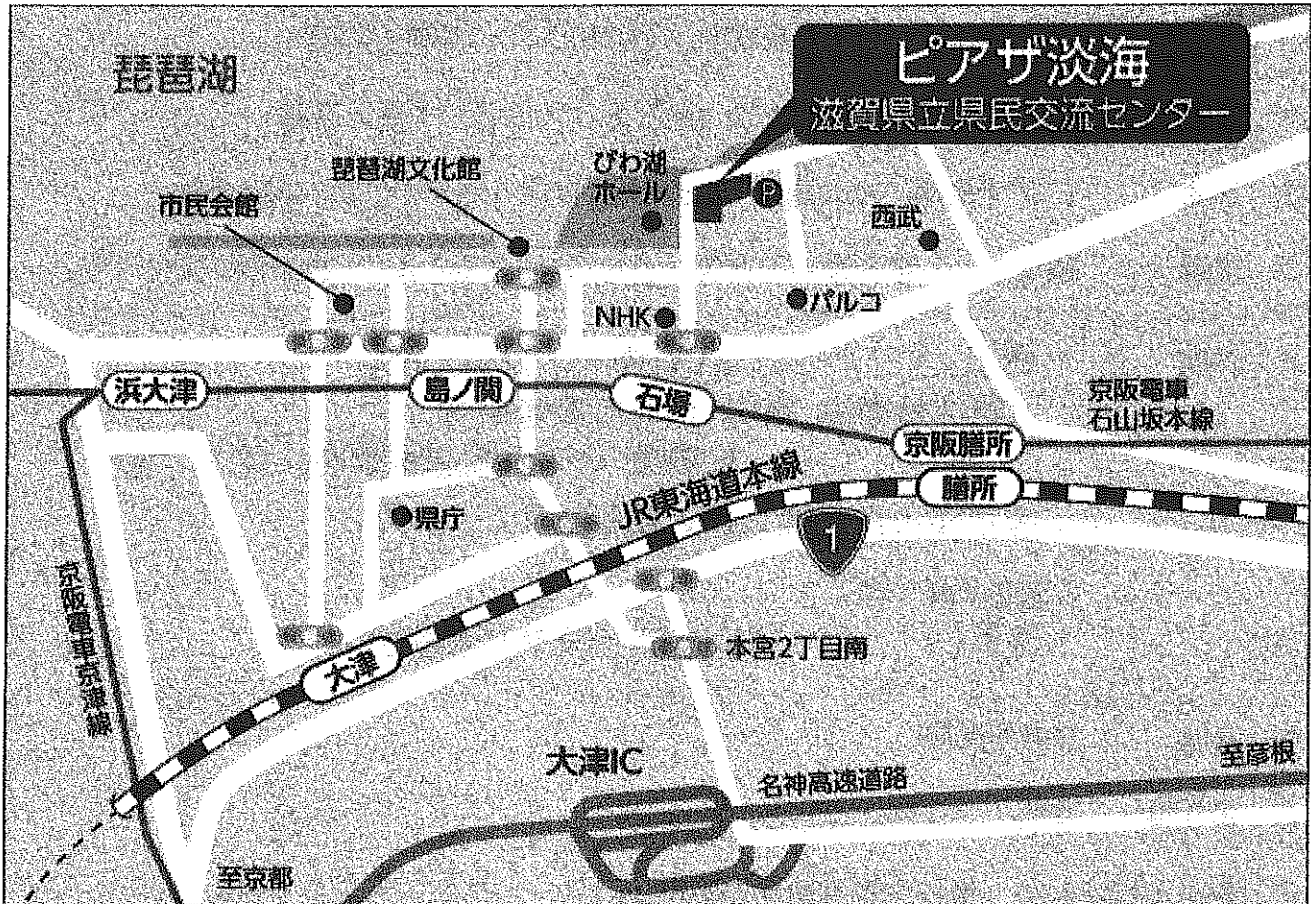
※お申し込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外には使用しません

【会場案内】

平成26年11月11日(火) 13:30~15:40

改正パート法、改正次世代法説明会

ピアザ淡海 大会議室 (大津市におの浜1-1-20 tel:077-527-3315)



※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください